

後期高齢者医療の令和2、3年度保険料率決定

均等割額は年 398 円の減少、所得割率は年 0.06 ポイントの減少



①後期高齢者医療保険料率

	H30、31年度	R2、3年度	増減
均等割額	5万6085円	5万5687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
上限額	62万円	64万円	2万円増

②後期高齢者医療保険料の年額の計算式

【均等割額】 【所得割額】

$$\text{保険料の年額} = 5万5687円 + \left[\frac{\text{総所得金額等}}{-33万円} \right] \times 10.77\%$$

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」や「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額

③今年度後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の年額	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額
77.5%	1万2529円	33万円以下
70%	1万6706円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
50%	2万7843円	「33万円＋28万5000円×被保険者数」以下
20%	4万4549円	「33万円＋52万円×被保険者数」以下

※世帯の基準日は4月1日。年度途中で75歳になる人や県外から転入した人などはその時点です

県内すべての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合は、今年度と来年度の保険料率を改定しました。

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがある場合は65歳）以上の人が加入する医療制度です。対象者は個人ごとに保険料を負担。この保険料は、2年に一度見直されます。

■令和2、3年度の保険料率

均等割額は、1人年額5万5687円で前回の平成30、31年度より398円の減少、所得割率は10.77%で前回より0.06ポイントの減少。また、保険料の上限額は64万円で前回より2万円増加します（左①参照）。

■保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計です（左②参照）。

■保険料の軽減

保険料は、収入や所得に応じての軽減があります。均等割額の軽減では、同一世帯の被保険者と世帯主を対象に軽減対象になる所得金額の合計が一定額以下であれば、保険料の均等割額を77.5%、70%、50%、20%軽減します（左③参照）。なお、所得金額の合計が33万円以下の人は、今回から軽減割合が変更されています。

その他、後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者だった人は、制度加入から2年間に限り保険料の均等割額を50%軽減します。軽減後の保険料は、年額2万7843円です。所得割額はかかりません。

個別の保険料額の決定内容は、「令和2年度後期高齢者医療保険料率決定通知書」を7月に送付します。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市健康づくり課医療年金係（☎77・8503）、福岡県後期高齢者医療広域連合（☎092・651・3111）



日本脳炎ワクチンの積極的な接種を

今年度10歳と18歳になる人へ予防接種の案内を送付



日本脳炎は、数日間の高熱や頭痛、嘔吐などから始まり、脳炎を発症すると、20～40%が死亡するといわれています。市は、日本脳炎の2期の予防接種を積極的に勧める対象者へ、個人通知を送付します。

■今年度日本脳炎予防接種を積極的に勧めている人
▷今年度10歳になる人（平成22年4月2日～23年4月1日生まれ）▷今年度18歳になる人（平成14年4月2日～15年4月1日生まれ）

■特例措置対象者

▷平成12年4月2日から19年4月1日の間に生まれた人＝1期、2期の接種が終わっていない場合は、20歳未満まで無料で予防接種を受けることができます

（表2参照）。

▷平成19年4月2日から21年10月1日の間に生まれた人＝7歳6か月未満までに日本脳炎1期（3回）接種が終わっていない場合は、9歳から13歳未満までの間に無料で接種できます。（表3参照）。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市健康づくり課健康係（☎77・8536）



■表1 標準的な日本脳炎予防接種の接種年齢・回数・間隔

標準的接種年齢	接種回数	接種間隔
【1期初回】3歳	2回	6日以上、標準的には28日までの間隔をあける
【1期追加】4歳	1回	1期初回の2回接種後、6か月以上、標準的には1年後に接種
【2期】小学4年生	1回	1期追加接種終了後、5年後に接種するのが望ましい

■表2 特例措置対象者の日本脳炎予防接種のスケジュール

平成12年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の人

すでに接種した回数	接種回数	接種間隔
全く接種していない人	4回（1期3回、2期1回）	表1の接種間隔を参照。なお、2期接種は9歳以上で1期終了後6日以上あけて接種できるが、5年後の接種が望ましい
1回接種した人	3回（1期2回、2期1回）	
2回接種した人	2回（1期1回、2期1回）	
3回接種した人	1回（2期1回）	

※接種費用は無料

■表3 平成19年4月2日～21年10月1日生まれの人

既接種時期	接種回数	接種期間	接種方法
平成22年3月31日以前	1回以上	3歳以上7歳6か月未満および9歳以上	既に接種済みの予防接種と間隔があいている場合でも、中断したところから引き続き接種できます 表1参照
	0回	13歳未満	

■日本脳炎予防接種実施医療機関

実施医療機関名	住所	電話番号	乳*	小*	実施医療機関名	住所	電話番号	乳*	小*
わたなべ内科クリニック	矢加部 218	72-1636		○	幾嶋医院	田脇 754-3	73-3411	○	○
高橋皮ふ科医院	本町 6-1	74-4155		○	整形外科・皮膚科・柳川ツジ医院	柳河 867-3	72-1122	○	○
二宮医院	本町 20	73-2600	○	○	吉田小児科医院	垂見 556	74-0550	○	○
まつなが内科クリニック	鬼童町 49-1	72-5711		○	鎌田クリニック	高畑 253-1	72-2224	○	○
大城医院	矢留本町 30	73-2427		○	三橋長田医院	今古賀 210-2	72-4171		○
よこち小児科医院	上宮永町 131-1	72-1800	○	○	辻小児科・アレルギークリニック	下百町 209-4	32-9898	○	○
甲斐田医院	西浜武 1073-1	72-3435	○	○	藤野医院	中島 1054-2	76-0011	○	○
金子病院	久々原 65	73-3407	○	○	津留医院	豊原 130-9	74-5099		○

※乳＝乳幼児、小＝小学生以上

今年度のがん検診・特定健診は当面の間延期

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、今年度のがん検診と特定健康診査は当面の間延期します。実施時期が決まり次第、改めてお知らせします。自覚症状がある人は、検診や診査を待たずにかかりつけの医療機関を受診してください。

なお、市国保の特定健診の受診券発送は7月末ごろの予定です。

【問】▷がん検診＝市健康づくり課健康係（☎77・8536）▷特定健診＝同課国民健康保険係（☎77・8506）